

川崎市公告第655号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度小児医療費助成制度拡充に伴う封入封緘等業務委託
- (2) 履行場所 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当ほか
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和8年8月31日まで
- (4) 調達概要 令和8年9月から小児医療費助成制度の対象者を拡大することに伴い、拡充対象者への申請勧奨を行うとともに、医療証を発送する。これに伴い、封筒等印刷物の作製、印字、封入・封緘及び発送業務を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他業務」種目「99その他」で登録されている者。
- (4) 本件公告の日から3年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績(再委託による受託を除く。)があること。
 - ア 概ね40,000件以上の封入・封緘及び発送業務
 - イ 概ね40,000件以上の印刷物作製業務

3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に係る資料(仕様書、入札参加申込書等)は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表の「入札公表依頼」から閲覧できます。また3(1)の場所で配布します。

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配付及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 池田・加藤

電話 044-200-2695

(2) 配付及び提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月6日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年3月9日(月)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配付場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配付及び提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月10日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

ウ 質問書の提出方法

郵送又は電子メール(郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。)

電子メールの送信先 45kodoka@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和8年3月11日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令

和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

提出日時 令和8年3月18日(水) 午前11時00分

提出場所 川崎市役所本庁舎15階 こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札

情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。